

議案第 1 1 号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和４２年東郷町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

附則第７項第１号中「同条第１５項」を「同条第１６項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項を整備すること。（附則第 7 項関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。